

議第224号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第6条第3号ク(ア)及び(イ)以外の部分中「受けた者」の右に「((エ)において「被害者等」という。))」を加え、同号クに次のように加える。

- (ウ) 配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力防止等法第3条第1項若しくは第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下同じ。）又は女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項若しくは第2項に規定する女性相談支援センターをいう。以下同じ。）から配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援センターにおいて身体に対する暴力等（配偶者暴力防止等法第1条第1項に規定する身体に対する暴力等をいう。以下同じ。）を理由に保護をされ、又は対面により相談をした旨の証明書の交付を受けた者
- (エ) 配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法第14条第1項若しくは第3項に規定する福祉に関する事務所、市町村又は関係行政機関若しくは関係団体と連携して被害者等への支援に関する活動を行う民間の団体から身体に対する暴力等を理由に避難していることを申し出たことにつき確認を受けた旨の書面（市長が適当と認めるものに限る。）の交付を受けた者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

配偶者等からの身体に対する暴力等を受けた者に関する市営住宅の入居者資格のうち、同居親族に係る要件を緩和する必要があるので提案する。